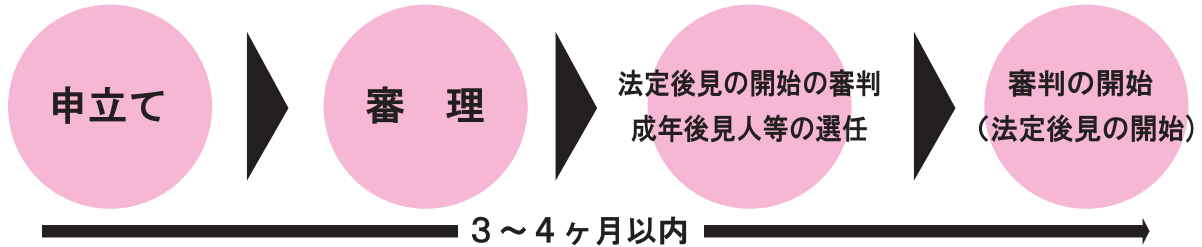




成年後見制度をご存知ですか？

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由から判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「後見人」や「保佐人」などが、本人にかわって財産の管理や日常生活上の手続きを行い、不利益を受けないようにします。以下、実際に成年後見制度を利用する際の申し立て手順となります。

申し立てから開始までの手続きの流れの概略



- ▶ 申立てができる方・・・本人・配偶者・4親等内の親族、検察官・市町村長等
- ▶ 申立て費用・・・申立てする方によっても異なりますが、約15,000円から10万程度

審判が確定し後見人がつくと、大きく分けて次の2つの役割を担います。

▶財産の適切な管理

預貯金や不動産、年金、日常生活費などを管理します。通帳や証書の保管、賃貸不動産の管理なども行います。



▶日常生活の支援

介護・福祉サービス利用の手続き、施設入所契約など本人の生活を支援します。入院時には費用の支払いもします。



▶問合せ 神崎町地域包括支援センター ☎ 1607



＼新生児応援給付金を支給しています／

新型コロナウイルス感染症の影響で生活環境が厳しくなったことにより、大きな影響を受けた新生児の保護者や新生児を支援するために給付金を支給しています。

▶対象児

令和2年4月28日～令和3年4月1日までに生まれたお子さんで、かつ、出生時から申請日までの間において、本町の住民基本台帳に記録されているお子さん

▶対象者

支給対象児と同居し、養育している者（出生届時に申請書を配布します。）

▶支給額

支給対象児1人につき10万円

▶申請期限

令和3年4月30日(金)まで

▶申請・問合せ

〒289-0221 千葉県香取郡神崎町神崎本宿96 保健福祉課 ☎ 1603

